

「墨田区における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業」のご案内

令和 8 年度 4 月利用分から、幼児教育・保育の無償化の対象になっていない施設等に通う幼児の利用料の一部を補助します。

本事業の対象となるためには、区内外を問わず、お通りの施設等が対象施設等として「**墨田区の認定**」を受けている必要があります。（以下、「対象施設等」とします。）

対象幼児

以下の要件すべてを満たす幼児が対象となります。

- ✿ 墨田区に住民登録のある満 3 歳から小学校就学前までの幼児
- ✿ 対象施設等を 1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上かつ年間 39 週以上利用している幼児
- ✿ 幼児教育・保育の無償化による給付を受けていない幼児
- ✿ 認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育事業、幼稚園、定期利用保育事業等を利用していない幼児

締切日及び振込時期

補助金は、半年ごとに保護者口座に振り込まれます。

利用月	振込時期
✿ 4 月～9 月分	11 月頃
✿ 10 月～3 月分	5 月頃

振込時期については、予定になります。

対象費用及び補助額

- 対象費用 -

- ✿ 対象施設等が保護者から一律に徴収する利用料
（入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料若しくは実費徴収費に相当するものは除く。）

- 補助基準額 -

- ✿ 補助上限額 月額 20,000 円/人
（実際の補助額は、対象施設等により異なる場合があります。）

補助金の交付申請の手続

次のステップでご請求ください。

- ✿ STEP 1 利用料を対象施設等に支払う
- ✿ STEP 2 「交付申請書」及び「請求書」に必要事項を記入し、利用中の対象施設に提出する
対象施設等が対象者分をとりまとめの上、墨田区に上記書類を提出します。対象施設への提出時期等については、施設に直接ご確認ください。

事業の詳細は、こちらの
QR コードからも、ご確認ください。



問い合わせ先

墨田区子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育給付担当
03-5608-1583 平日 対応時間 8:30～17:00
担当者の不在時は、折り返しのご対応になる場合があります。

